### 富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット内規

平成27年4月1日制定 平成29年7月28日改正 令和元年9月30日改正 令和元年12月27日改正 令和5年3月29日改正

#### (趣旨)

第1条 この内規は、富山大学研究推進機構規則(以下「規則」という。)第6条第3項の規定に基づき、富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット(以下「ユニット」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (教育研究支援施設)

- 第2条 ユニットに,規則第6条第2項第2号の規定に基づき,次に掲げる教育研究支援施設を置く。
  - (1) 動物実験施設
  - (2) 分子·構造解析施設
  - (3) 遺伝子実験施設
  - (4) アイソトープ実験施設

## (職員)

- 第3条 ユニットに、次に掲げる職員を置く。
  - (1) ユニット長
  - (2) ユニット長補佐
  - (3) 施設長
  - (4) 学術研究部医学系及び薬学・和漢系からユニットに主担当として配置される教員
  - (5) その他必要な職員

#### (ユニット長補佐)

- 第4条 ユニット長補佐は、ユニット長を補佐し、次に掲げるユニットの担当業務を整理する。
  - (1) 動物実験に関すること。
  - (2) 分析機器に関すること。
  - (3) 遺伝子実験に関すること。
  - (4) 放射線管理に関すること。
- 2 ユニット長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のユニット長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 ユニット長補佐は、本学の教授のうちから、富山大学研究推進機構長(以下「機構長」という。) が指名する者をもって充てる。

#### (施設長)

- 第5条 施設長は、ユニット長の指示により、第2条各号の施設の業務を処理する。
- 2 施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の施設長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 施設長は、本学の教員のうちから、機構長が指名する者をもって充てる。

# (ユニット会議)

- 第6条 ユニットに、ユニットの運営に関する事項を審議するため、富山大学研究推進機構研究推 進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット会議(以下「ユニット会議」という。)を置く。
- 2 ユニット会議に関し必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第7条 ユニットの事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

#### (雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、ユニットの運営に関し必要な事項は、ユニット会議の意見

を聴いて、ユニット長が別に定める。

# 附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名されるユニット長補佐の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 この内規の施行日前に、富山大学生命科学先端研究センター規則(平成17年10月1日制定)により選出された施設長の選考については、この内規により指名されたものとみなす。

# 附則

この内規は、平成29年7月28日から施行する。

#### 附則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附則

この内規は、令和2年1月1日から施行する。

## 附則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。